



安心してお店を利用してほしいから…

飲食店への感染防止対策認証制度

『とちまる安心認証』

にご参加ください！



「とちまる安心認証」とは

感染防止対策を実施している飲食店を、県が認証し公表することで、県民のみなさまにより安心してお店を利用していく取組です。

1 認証基準の確認

認証までの流れを
ご案内するまる



認証の基準を確認、感染防止対策に取り組む



2 認証の申請

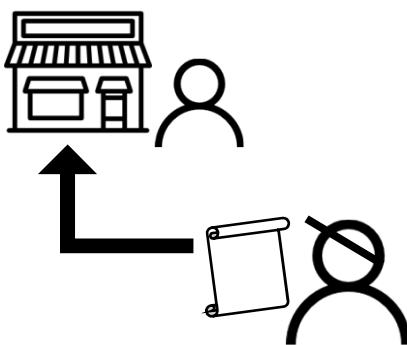
オンラインまたは郵送などで申請



栃木県

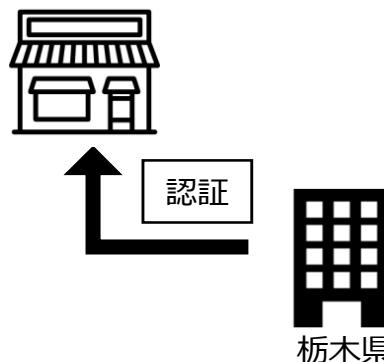
3 現地確認

調査員の現地確認を受ける



4 認証ステッカー交付

認証基準に適合している場合、認証ステッカー（仮）を受け取る



栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」をしている飲食店が対象となります。
(認証との同時取得も可能です。)

制度の詳細は、とちまる安心認証事務局HPをご確認ください。

URL <https://www.tochigi-anshin-ninsyou.jp>

お問合せ先 とちまる安心認証事務局

028-341-9715 (受付時間10時～17時※土日祝日を除く)

=「第2回地域企業感染症対策支援補助金」のご案内=

県内中小企業者等の皆様に対して、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助する制度があります。

公募期間 令和3年4月16日(金)10時から5月31日(月)17時まで

補助金ポータルサイト <https://www.tochigi-kansentaisaku.com>



=認証のポイント=

認証基準の一例をご紹介しますので、感染防止対策の参考にしてください。（詳細は決まり次第、県HP等でお知らせします。）

1 お客様の感染症予防

入口にアルコール消毒設備を置き、入店時に必ず、手指消毒とマスク着用をしていただく。

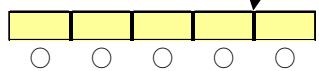
テーブルとテーブルの間にパーティションを置く、または間隔を最低1m以上空ける。

テーブルの上にパーティションを置く、または座席の間隔を1m以上空ける。

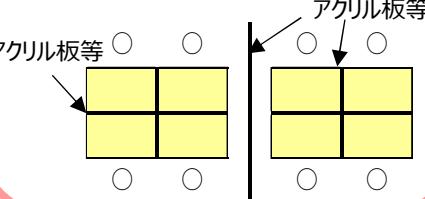
※ただし、少人数の家族や介助を必要とする場合は除く。

【アクリル板等を設置する場合】

カウンター席の場合



テーブル席（4人）の場合



【アクリル板等を正面に設置する場合】

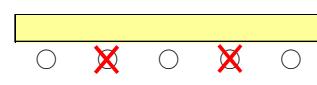
アクリル板等



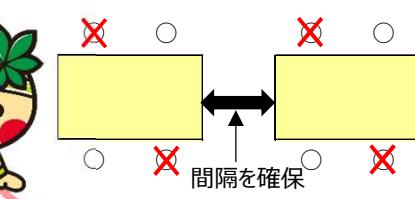
配置の例を
ご紹介するまる

【間隔を空ける場合の例】

カウンター席の場合



テーブル席（4人）の場合



2 従業員の感染症予防

常にマスクを着用し、咳工チケットを徹底する。大声での会話を避ける。

業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱や風邪などの症状がある場合には、出勤を停止させる。

定期的な手洗い、アルコールによる手指消毒をする。

3 施設の衛生管理

30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどして十分な換気をする。

ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、手洗いやアルコールによる手指消毒をする。

4 感染症予防対策の掲示

「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動に取り組み、「宣言書」「ステッカー」を掲示する。

感染症予防対策の実施結果を記したチェックリストを店内に毎日掲示する。

5 患者発生に備えた対策

従業員等の感染がわかった場合、保健所の指示・調査等に協力し、感染拡大防止策を講じる。

従業員に対し、感染拡大防止のための適切な行動を徹底させる。

とちまる安心認証申請書

「飲食店における感染症予防対策に係る認証の基準」に基づき感染症予防対策に取り組んでいますので、以下の通り申請します。

令和 年 月 日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長 福田 富一 様

〔申請者情報〕

申請者住所	住所	〒
申請者名 〔 法人名又は 個人事業主名 〕	フリガナ	
代表者名 (法人の場合)	氏名 (法人名) フリガナ	代表者氏名

〔店舗情報〕

フリガナ			
店舗名			
店舗所在地	〒		
店舗連絡先		ホームページ	あり・なし
現地調査 希望曜日	月・火・水・木・金 いつでもよい	現地調査 希望時間帯	<input type="checkbox"/> 10:00~12:00 <input type="checkbox"/> 12:00~15:00 <input type="checkbox"/> 15:00~18:00 <input type="checkbox"/> その他の時間帯

〔担当者情報〕 ※店舗担当者

担当者	氏名		役職	
日中連絡の とれる連絡先	固定電話		メールアドレス	
	携帯電話			

〔確認項目〕

内容を確認し、全ての□にチェックを記入（☑）してください。

- 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可証（飲食店又は喫茶店に係る許可に限る。）に記載されている事業者です。
- 暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものに該当しません。
- 現地調査及びその他確認に要する連絡等に誠実に対応します。
- 「とちまる安心認証制度実施要綱」及び「とちまる安心認証に係る個人情報の取扱いについて」に記載されている内容に同意します。
- 認証を受けた店舗の情報（名称や所在地、感染症予防対策の取組内容等）を公表することに同意します。

取り組んでいる感染症予防対策

実施している項目にチェックを記入（□）してください。

申請にあたっては、原則、すべての項目（推奨項目及びアピール項目を除く）にチェックがされている必要があります。

○は該当するものを黒く塗りつぶして（●）ください。

1 来店者の感染症予防

入店・注文・支払い・退店

- 入口にアルコール消毒設備を設置し、入店時に必ず従業員が呼びかけ、手指消毒を実施させるとともにマスクを着用させる。
- 入店の順番待ち時は、マスクを着用させ、最低1mの距離を保つよう誘導・表示等を行う。
(具体的な方法)
 - 従業員の呼びかけ ○足下誘導表示 ○協力依頼の表示
 - その他 ()
- レジ等での対面接客に備え、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するほか、コイントレイを用いた受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。
(具体的な方法)
 - コイントレイを用いた受け渡し ○キャッシュレス決済の導入 ○券売機の設置
 - その他 ()
- 発熱や、軽度であっても風邪症状、嘔吐、下痢、味覚・嗅覚障害等の症状がある者は入店しないよう表示する。
- 退店時にも、手洗いやアルコールによる手指消毒を周知する。

食事・店内利用

- テーブル間の感染症予防対策に取り組んでいる。（次のいずれかを満たしている）
 - 同一グループが使用するテーブルと他のグループが使用するテーブルの間は、座席の間隔が最低1m以上確保できるよう配置する。
 - 同一グループが使用するテーブルと他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板（目を覆う程度の高さ以上を目安）、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
- 座席等の感染症予防対策に取り組んでいる。（次のいずれかを満たしている）
※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面等を希望する場合は除く。
 - 座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。
 - アクリル板等（パーティション）を適切に設置する。
- カウンター・テーブル席の感染症予防対策に取り組んでいる。（次のいずれかを満たすこと）
※カウンター・テーブルがある店舗のみが対象
 - カウンター・テーブル座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。
 - カウンター・テーブル上にアクリル板等（パーティション）を適切に設置する。

- ピュッフェスタイルの感染症予防対策に取り組んでいる。(次のいずれかを満たすこと)
 - ※ピュッフェスタイルでの提供を行っている店舗のみが対象
 - 利用者が一回の料理を取り分けるごとに新たな小皿を使用させるとともに、飛沫がかかるないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時は使い捨て手袋を使用させ、取り分け用のトングや箸が共有されないよう徹底する。
 - 料理を小皿に盛って提供する
 - スタッフが料理を取り分ける。

- 滞在時間の制限※や予約制の活用等により同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ※2時間程度を目安
 - (具体的な方法)
 - 滞在時間の制限 ○予約制の活用 ○その他()
 - 大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。
 - (具体的な方法)
 - 個々に提供 ○従業員による取り分け
 - 卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、利用者の入替時など定期的にアルコールなどで清拭消毒する。
 - (具体的な方法)
 - 共用の調味料、ポット等を設置しない ○定期的な清拭消毒
 - アクリル板等について、利用者の入替時等定期的にアルコールなどを用いて清拭消毒する。
 - ※アクリル板等を設置している店舗のみが対象
 - お酌や回し飲み、スプーンや箸等の食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。
 - 店内BGMの音量を低減させるなど、大声での会話を避けるような環境を整える。
 - 個室を使用する場合は、常時換気を行う。
 - ※個室がある店舗のみが対象
 - トイレの蓋（蓋がある場合に限る）を閉めて汚物を流すように表示する。
 - トイレ使用後は、手洗いやアルコールによる手指消毒を実施するよう表示する。
 - 喫煙スペースでは常時換気を行い、一度に利用する人数を減らすなどにより、3密（密閉・密集・密接）を避けるとともに、会話を避けるよう呼びかける。
 - ※喫煙スペースがある店舗のみが対象
 - 常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。

2 従業員の感染症予防

- 業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱や、軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合は、出勤を停止させる。
- 感染した、もしくは感染が疑われる従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。
- 定期的、かつ就業開始時や他者の接触が多い場所・物品を触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手洗いやアルコールによる手指消毒を実施する。
- 注文の受付や料理提供時は、利用者の正面に立たないよう注意し、対人距離を確保する。
- 現金等の受け渡し後にはアルコールによる手指消毒を実施する。

- 休憩スペースでは常時換気を行い、一度に利用する人数を減らすなどにより、3密（密閉・密集・密接）を避けるとともに、会話を避けるよう呼びかける。
- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

3 施設における衛生管理の徹底

- 換気による感染症予防対策に取り組んでいる。（次のいずれかを満たすこと）
 - 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。
 - 換気設備により必要換気量（1人あたり毎時30m³）を確保する。
- 手洗い場等において、タオルの共用を禁止し、ペーパータオル、または個人のタオル等の使用を促す。
- 共用物品や共用場所を、アルコールなどで、利用者の入替時等定期的に清拭消毒する。
＜注意すべき場所＞
　テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなど
- ゴミ回収時はマスクや手袋を着用し、作業後は手洗い、アルコールによる手指消毒を実施する。
- 食品残さ、鼻水、唾液等が付着した可能性のあるゴミ、おしごり等は、ビニール袋に密閉して処理する。

4 感染予防対策の掲示

- 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動に取り組み、「取組宣言書」及び「ステッカー」を店舗に掲示する。
- 「会話するニマスクする運動」に係るチラシを店内に掲示する。
- 日々の感染症予防対策の実施結果を記したチェックリストを店内に毎日掲示する。

5 感染者発生に備えた対処方針

- 従業員の感染が判明した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じる。
- 感染が疑われる従業員は、検査結果判明まで出勤しないなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底させる。
- 保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が施設を利用していた場合は、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、感染拡大を防止する対策を講じる。

推奨する項目

認証の必須要件ではありませんが、感染症予防対策を徹底するため取り組んでいただきたい項目です。実施している項目にチェックを記入（☑）してください。

- 感染リスクの早期把握のため、国が提供する新型コロナウィルス接触確認アプリ（COCOA）の利用をルール化または奨励する。
- とちまる安心通知の二次元バーコードを掲示し、来店者にスマートフォンでの読み込みを呼びかける。
- 上記以外の方法により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。

具体的な取組の内容

アピール項目

認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる項目です。実施している項目にチェックを記入（☑）してください。

1 来店者の感染症予防

- エレベーターがある場合は、重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。

定員数：_____人 乗員上限：_____人

- 送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。

乗車可能人数：_____人 乗車人数上限：_____人

- 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

2 施設における衛生管理の徹底

- 二酸化炭素濃度（CO₂）測定器を使用し、二酸化炭素濃度が1000ppmを超えていないか確認している。

- 人が密集する共用エリアについて、換気の詳細（空気の流れ）をわかりやすく図示している。

- 人が密集する共用エリアについて、エリア内での一人当たりの必要換気量を確保するため、エリアごとの換気量及び必要換気量上の人数制限を算出し、一覧表等で管理できている。

【必要換気量確保のために人数制限する場合】

換気量：_____m³/時 ÷ 30 m³/人・時 = _____人（必要換気量上の人数制限）

- 接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、利用者の動線が重ならないための案内や自動扉、自動水栓を設置するなどの工夫・整備を行う。

具体的な取組の内容

=テーブル・座席の配置のポイント=

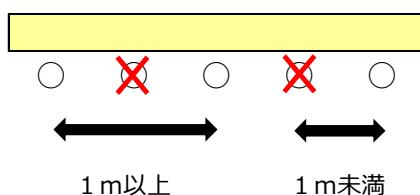
テーブル・座席は、次のいずれかを満たすように配置してください。

- ・座席の間隔を最低1m以上確保できるように配置する
- ・アクリル板（目を覆う高さ以上を目安）等を適切に設置する



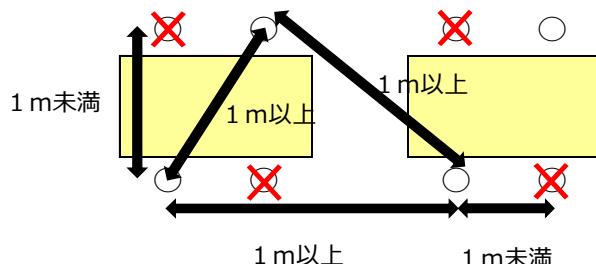
間隔を空ける場合の例

《カウンター席の場合》



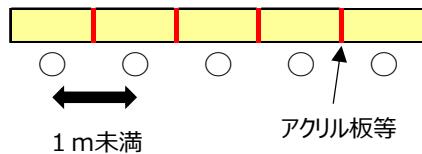
隣の席を使用しないよう呼びかける、座席を減らすなどして1m以上 の間隔を確保してください。

《テーブル席（4人）の場合》



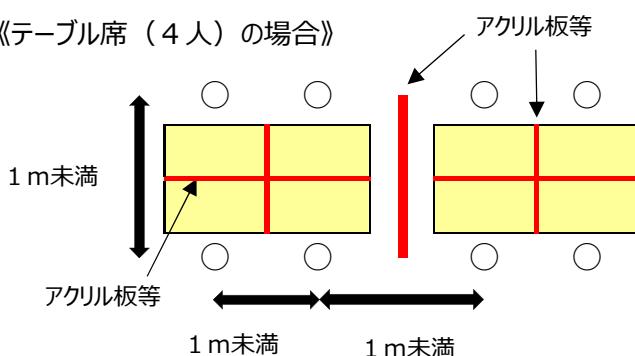
アクリル板等を設置する場合の例

《カウンター席の場合》

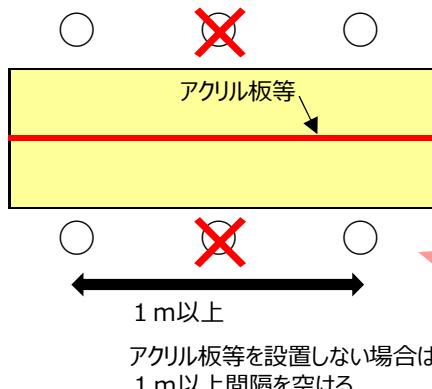


1m以上の間隔を確保できない座席の間にはアクリル板等 を設置してください。

《テーブル席（4人）の場合》



間隔の確保とアクリル板等の設置を併用する場合の例



1 m未満
1 m以上の間隔を確保できない 席の間にはアクリル板等を設置

図のような場合、 隣の席との間隔を1m以上空けているのでアクリル板等は 置いていませんが、正面の席との間隔は1m未満のためア クリル板を置いています。



間隔を空けたり、アクリル板等を設置したりした場合でも、 「会話する=マスクする」運動にご協力ください。

とちまる安心認証制度実施要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、県内飲食店が取り組む感染防止対策について県が認証する制度を設けることにより、県内飲食店における感染防止対策の一層の徹底図ることで、利用者に安心と信頼を提供することを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（飲食店又は喫茶店に係る許可に限る。）に記載されている事業者（以下「対象事業者」という。）のうち「新型コロナウイルス感染防止取組宣言」を実施している者が営む県内の事業用施設で、専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるもの。
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「対策本部長」という。）が特に必要と認めるもの。

(基準)

第3条 対策本部長は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、認証基準に基づき感染防止対策に取り組み、書面により又は電子情報処理組織を使用して、対策本部長に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、対策本部長（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

- 2 対策本部長は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
- 3 対策本部長は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証マークを交付するものとする。
- 4 対策本部長は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、対策本部長は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

（認証マークの利用等）

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「とちまる安心認証施設」の名称を使用することができるものとする。

- 2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証ステッカーの再交付を求めることができる。

（有効期間）

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

（変更の報告）

第8条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面により又は電子情報処理組織を使用して、対策本部長に報告するものとする。

（認証の更新）

第9条 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の2ヶ月前までに、書面により又は電子情報処理組織を使用して、対策本部長に認証の更新を申請するものとする。

- 2 第5条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

（調査等）

第10条 対策本部長（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるるものとする。

(認証事業者の責務)

第11条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 対策本部長等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第12条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面により又は電子情報処理組織を使用して、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「とちまる安心認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第13条 対策本部長は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

2 対策本部長は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「とちまる安心認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第14条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき（以下「患者発生時」という。）は、対策本部長は、当該施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに、認証ステッカーの利用及び「とちまる安心認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第15条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、対策本部長は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該

対象事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第16条 患者発生時において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなつたときは、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断（県の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）できた時から、認証ステッカーの利用及び「とちまる安心認証施設」の名称使用を再開することができるものとする。

- 2 前項の規定により認証ステッカーの利用等を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、その旨を対策本部長に通知するものとする。

第4章 まん延の防止に関する措置との関係

第17条 第2章の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、対策本部長は、認証（更新を含む。）の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

- (1) 栃木県の区域内において法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置又は第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。
- (2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、対策本部長が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたとき。

第5章 雜 則

(免責)

第18条 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3（2021）年5月7日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

とちまる安心認証に係る個人情報の取扱いについて

栃木県（以下、「県」という。）がとちまる安心認証（以下、「認証」という。）の実施において、個人情報の適切な取扱いを行うに当たっては、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下、「条例」という。）その他の適用法令に基づくほか、本書の定めるところによることとします。

1. 個人情報の利用目的

認証の実施に当たり取得した個人情報は、認証の運用及び認証施設情報の周知に利用する目的で収集するものであり、それ以外の目的に利用又は提供することは一切ありません。取得した個人情報は次の目的で利用します。

- (1) 認証に係る現地調査及びその他確認に要する事務の実施のため
- (2) 申請者が、暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものでないことを確認するため
- (3) 認証を受けた施設の情報及び感染防止対策の取組内容をウェブサイト等において周知するため

なお、認証施設情報の周知では、施設の情報及び取組内容のみを公表し、以下に掲げる個人情報については、一切公表しません。

2. 収集する個人情報

認証の申請に当たり、県は次の情報を取得します。

- (1) 申請者の氏名（個人の場合）または代表者の氏名（法人の場合）
- (2) 申請者の住所（個人の場合）
- (3) 担当者の氏名
- (4) 担当者の役職
- (5) 担当者の電話番号
- (6) 担当者のメールアドレス

3. 個人情報の利用範囲

個人情報は、県と県から認証制度事業（認証施設情報の周知に係る事業を含む）の委託を受けた事業者（以下、「受託事業者」と言います。）が利用します。

受託事業者は、利用目的の範囲内で個人情報を利用します。個人情報の利用に当たっては守秘義務を負うとともに、委託された業務以外の目的で情報を使用することはありません。

また、申請者が暴力団員であるもの又は法人であってその又は法人であってその役員のうちに暴力団である者がいないものでないことを確認するため、栃木県警察本部に個人情報を提供する場合があります。

取得した個人情報を、条例第7条第2項各号に基づく場合を除き、利用者本人の同意なく、これら以外の第三者に提供することはありません。